

「第6次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました

令和8年3月13日、「第6次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

この計画は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づき、施策の総合かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画として策定されたものです。第6次男女共同参画基本計画においては、我が国における経済社会環境や国際情勢の変化、我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間の合意・コミットメント^{*}の着実な履行・実施の観点も踏まえ、目指すべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

※持続可能な開発のための2030アジェンダ、未来のための約束、女子差別撤廃条約、北京宣言・行動綱領、国連女性の地位委員会における政治宣言・合意結論、G7、G20、APECなどにおける首脳宣言・閣僚宣言等。

生理用品の無料配布

宮古市では、経済的な理由などで生理用品を購入することが困難な方へ、生理用品を無料配布しています。また、「急に必要になった…」という声にお応えするため、昼用が2個入った単品セットもご用意しています。お気軽にご利用ください♪

対象	配布内容	配布窓口	受付時間
生理用品の購入が困難な方	昼用・夜用各1パック	宮古市役所 地域づくり推進課	9:00～16:00 (土日祝日、 年末年始を除く)
急きよ、必要になった方	昼用2個	宮古市役所 地域づくり推進課	9:00～16:00 (土日祝日、 年末年始を除く)
		市民交流センター	9:00～16:00 (臨時休館日、 年末年始を除く)

受取方法

◆カードを配布窓口へご提示ください◆

引き換えカード(生理用品の購入が困難な方)
いまだけカード(急きよ、必要になった方)

カード設置場所

市民交流センター
・女性トイレ(1階、2階)
・男女共同参画情報コーナー(2階)
宮古市役所
・地域づくり推進課窓口(本庁舎3階)



女性相談

つらい気持ちをひとりで抱えていませんか？夫婦、家族、人間関係、パートナーからの暴力、その他誰に相談したらよいかわからないとき、悩まずお電話ください。誰でも気がねなくどこからでも相談できます。相談無料、秘密は厳守します。

電話相談

☎ 019-629-9610 (岩手県福祉総合相談センター)

時間：平日午前9時～午後4時(土曜日・日曜日・祝祭日は休みです。)

発行：2026年6月 編集：宮古市地域振興部地域づくり推進課 市民参画推進係
所在地：〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号 TEL：0193-68-9080 FAX：0193-63-9123
E-mail：chiiikizukuri@city.miyako.iwate.jp



「男女共同参画展」を開催します

毎年6月23日から29日は「男女共同参画週間」です

内閣府では、男女共同参画社会基本法の公布・施行を記念し、毎年6月23日から29日までの一週間を「男女共同参画週間」と定めています。

「男女共同参画」という言葉が「聞いた事がある」「なんとなく意味がわかる」という方も、最近では増えてきました。その一方で、「男女共同参画ってどういうことだろう?」「私たちの暮らしとどのような関係があるの?」という疑問をお持ちの方も、まだまだ多いようです。みなさん一人ひとりの気づきや行動が、「男女共同参画社会」の実現へとつながります。ぜひ、理解を深めてみませんか?ご来場をお待ちしております。

男女共同参画展 期間：6月13日(土)～29日(月)

市民交流センター
(1階まちの情報プラザ)

男女共同参画に関する展示&シールアンケート
男女共同参画の視点で考えるパネル展示や、昨年度開催した事業の紹介、無意識の思い込みに関するシールアンケートを実施します。



市立図書館
(1階ロビー)

関連図書を紹介、貸出&シールアンケート
ジェンダーや多様な性、防災や女性の健康など男女共同参画に関する図書の紹介と貸出、無意識の思い込みに関するシールアンケートを実施します。



(アンコンシャス・バイアス)

「無意識の思い込み」シールアンケート

あなたはどっち?

Q, 男性は仕事をして家計を支えるべきだ

そう思う そう思わない

Q, 挑戦する前から「自分にはどうせ無理だ」と思うことがある

そう思う そう思わない

Q, 女性は感情的になりやすい

そう思う そう思わない

Q, 性別による向き、不向きがあると思う

そう思う そう思わない

Q, 組織のリーダーは男性の方が向いている

そう思う そう思わない

Q, 子育て中の女性に、転勤を伴う仕事の打診はしない方がいい

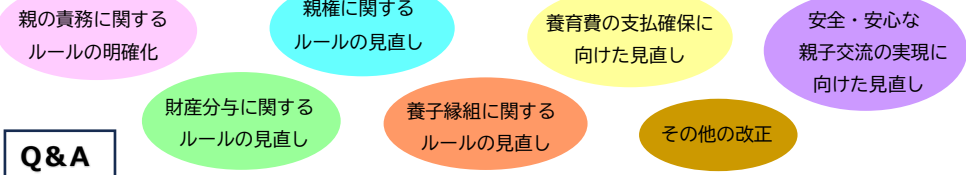
そう思う そう思わない

令和8年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ
子ども家庭庁の「子ども若者★いけんがらす」を活用し、中学生から20代の皆さんと一緒に考え、「あなたらしさが、社会の子カラ」に決定いたしました。



父母の離婚後の子の養育に関するルールが改正されました

父母が離婚後も適切な形で子どもの養育に関わりその責任を果たすことは、子どもの利益を確保するために重要です。2024年(令和6年)5月に成立した民法等改正法は、父母が離婚した後も子どもの利益を確保することを目的として、子どもを養育する親の責務を明確化するとともに、親権、養育費、親子交流などに関するルールを見直しています。この法律は、2026年(令和8年)4月1日に施行されました。



Q&A

Q, 今回の改正法施行前に離婚しましたが、暫定的な養育費は発生しますか。
A, 発生しません。この規定は、改正法施行後に離婚したケースのみに適用されます。改正法施行前(令和8年3月31日まで)に離婚した場合には、養育費の支払を求めめるためには、父母の協議や家庭裁判所の手続により養育費の額を取り決めてください。

Q, 共同親権になった場合、児童手当や児童扶養手当の支給などに影響がありますか?
A, 離婚後に児童手当や児童扶養手当を支給する場合は、民法上の親権や監護者の定めの有無にかかわらず、子どもを育てている実態があるか否かでその支給対象者を判断しています。離婚後の父母双方が親権者となった場合にも、子どもを育てている実態があるかどうかで手当の支給対象者を判断します。また、児童扶養手当の所得制限の所得算定については、受給者本人の所得によることとしているため、離婚後の父母双方が親権者となることにより算定に影響はありません。

Q, 家庭裁判所から親子交流の試行的実施を促されましたが、事情により、その実施をすることができませんでした。このような場合には、どうなりますか。
A, 親子交流の試行的実施をしなかったときは、当事者は、家庭裁判所からの求めに応じて、その理由を説明しなければなりません。家庭裁判所は、当事者からの説明を踏まえて、親子交流の調停の成立や審判に向けて、必要に応じて更に調査や調整を行います。その際には、家庭裁判所から改めて親子交流の試行的実施が促される場合もあります。

今後の事業のご案内(予定)

「今日も、岩手を元気にする。」講演会 脚本家 中園 ミホ
6月27日(土)・市民文化会館大ホール ~人生を切り拓くヒント~



「知る」「気づく」から始める アンコンシャス・バイアス講座
日時：7月24日(金)13:30~15:00 会場：市民交流センター多目的ホール
講師：山屋 理恵さん(岩手県男女共同参画センター長) ※オンライン登壇